

[平成28年度女性起業家支援事業]

起業・第二創業を目指す女性起業家向け補助金のご案内

—補助金額：上限100万円 補助率：1/2—

〈受付期間〉平成28年4月15日(金)～6月9日(木)〈最終日16時必着〉

意欲ある女性の新たな活力を引き出すため、起業・第二創業を目指す女性起業家の新規事業開発や新事業展開を支援します！

■応募対象事業■

- ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること
- ② 地域経済の活性化に資する事業であること

〈事業例〉子育て教室併設のカフェの経営、ビジネスマナー指導等の教育・研修事業、アレルギーに対応した洋菓子の販売、農漁村体験等のツアー企画、Webによる日本酒の海外販売など

■事業概要■

応募資格	女性の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて、平成27・28年度（平成27年4月1日から平成29年2月末日まで）に、新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方
補助対象経費	事業の立ち上げ等に必要経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費（※平成28年4月1日から平成29年2月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限る。） ○事務所開設費、初度備品費、専門家経費、広告宣伝費等
補助金額	上限100万円（補助率：1/2以内）
補助対象期間	平成28年4月1日～平成29年2月末日（11ヶ月）
審査方法等	応募書類審査及びヒアリング審査により選考（必要に応じて現地調査を実施）

※ 補助金申請事業に対し、国から補助金が交付されている場合は、その補助対象経費を控除して申請してください。

「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」の同時申請

起業の場合、補助金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付制度）を実施します。事業実施に必要な経費について、上記、補助金上限100万円の申請とは別に、貸付金として最大200万円を申請することができます。（第二創業の場合は貸付申請できません）

- 貸付限度額：200万円※貸付額は万単位、最低金額は100万円
- 貸付利率：無利子
- 貸付期間：10年以内（うち3年据置（返済猶予期間））



■申請・問い合わせ先■

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター
創業推進部 新事業課
〒651-0096 神戸市中央区雲井通 5-3-1

サンパル 6階

TEL 078-230-8110 FAX 078-230-8391
<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/joseikigyuo>
(募集要項、申請様式はこちら)

●商店街の空き店舗で創業する場合は、新規出店等を支援する助成事業（「商店街新規出店・開業等支援事業助成金」）も実施しています。（助成金額上限150万円（1年目）、50万円（2年目） 補助率1/3）
商店街への新規出店等の支援に関するご相談、お問い合わせは…

経営推進部 経営・商業支援課まで（TEL 078-291-8171）